

ひょうご北摂観光スポット発信業務企画提案コンペ 募集要項

1 趣旨

兵庫県阪神北地域（ひょうご北摂）は、伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の4市1町からなる地域である。都市と自然がバランスよく共存し、魅力的な観光資源及び地域特産品を数多く有している。また、近隣大都市である大阪からのアクセスにも優れている。

他方、万博を契機とした「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」という。）が数多く生み出されており、アフター万博においては、それらの磨き上げを軸とした誘客促進が求められている。

こうした状況を踏まえ、地域のポテンシャルを今後更に伸ばしていくために、新規性・独創性の高いスポットを一般の方から広く募集する「ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテスト」を実施する。また、旅行者を地域に誘客するために、魅力的な FP や観光スポット、グルメ等を紹介する「ひょうご北摂きらっとまち歩きルート」を作成し発信する。

当業務を委託するにあたり、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、受託候補者を選定する企画提案コンペを実施する。

2 募集事項

(1) 委託業務名

ひょうご北摂観光スポット発信業務

(2) 委託業務内容

ア 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

イ 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

ウ 開催期間

(1) ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテストの広報

令和7年8月～12月のうち2か月（予定）

(2) 「ひょうご北摂きらっとまち歩きルート」の作成・発信

随時（ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテストの結果確定後）

エ 開催場所

兵庫県阪神北地域内

3 契約条件等

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(3) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおり事務執行できない場合は、協議会との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額

を変更する場合があるので留意すること。

(4) 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、本委託業務を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。

受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に監理すること。

4 応募資格

企画提案に応募することができる者は、次のすべての要件を満たすものとする。なお、要件を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 事業を適切に遂行するに足る能力を有する法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。
- (3) 事業の実施にあたり、協議会との打ち合わせ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 企画提案書類（6(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

5 応募手続き

(1) 事務局

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（受付：平日9:00から17:00まで）

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

兵庫県宝塚総合庁舎2階 兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内

電話（0797）83-3156 FAX（0797）86-4379

メール：Hiroaki_Morikawa01@pref.hyogo.lg.jp、hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

（必ず両アドレスに送付すること）

(2) 募集要項等の配布

ア 配布開始

令和7年6月20日（金）から

イ 配布方法

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会 HP（ぐるっとおでかけ阪神北ーひょうご北摂ツーリズムガイドー）または兵庫県 HP からダウンロード

(3) 質問及び回答

ア 質問方法

フォーム（下記 URL もしくは二次元コードからアクセス）より提出すること。

【質問フォーム】

<https://forms.office.com/r/L8ATFh9D8J>



イ 受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）9:00 から 7 月 1 日（火）17:00 まで

ウ 回 答

令和 7 年 7 月 1 日（火）までに、質問者に対して個別に回答する。なお、コンペ全体に関わる内容の回答は兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会 HP（ぐるっとおでかけ阪神北ーひょうご北摂ツーリズムガイドー）及び兵庫県 HP に掲載する。

6 企画提案等

(1) 応募図書の提出

ア 提出方法

参加者が事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間

令和 7 年 6 月 20 日（金）から 7 月 8 日（火）までの平日 9:00 から 17:00 まで（郵送の場合は上記期間必着とする。）

ウ 応募図書（(ア)～(カ)の書類を 1 冊にして 10 セット（製本等の装飾不要）、(キ)の書類を各 1 部提出すること。）

(ア) 応募申請書 【様式 1】

(イ) 提案者概要 【様式 2】

(ウ) 企画提案書 【様式 3】

(エ) 類似業務受託実績 【様式 4】

(オ) 経費見積書 【様式指定なし】

(カ) スケジュール（業務計画書） 【様式 5】

(キ) 添付書類

☐ 誓約書 【様式 6】

☐ 県税（県内に事業所を有する事業者に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類[納税証明書等]（県の入札参加資格を有している場合は除く）（提出の日において、発行から 3 か月以内のもの）

☐ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から 3 か月以内のもの）（写し可）

☐ 申請日が属する会計年度の前年度決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）

エ 提出場所

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局（上記 5（1）に同じ。）

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和 7 年 7 月 14 日（月）～令和 7 年 7 月 18 日（金）の平日いずれか 1 日

実施日は、事務局において決定のうえ、参加者に個別に通知する。

イ 実施場所

兵庫県宝塚総合庁舎（兵庫県宝塚市旭町 2－4－15）内会議室

なお、やむを得ない事情により実施場所での参加が困難な事業者については、オンライン（Microsoft Teams）による実施も併用する。オンラインによる実施を希望する場合は、7 月 8 日（火）17 時までに事務局あて連絡すること。

ウ 実施方法

(ア) 出席者は 1 応募者につき 3 名以内とする。

(イ) 1 応募者あたりの持ち時間は 25 分（説明 15 分、質疑応答 10 分）とし、開始時間等は後日連絡する。

(ウ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(エ) パワーポイントを使い説明をする場合は、事務局でパソコンとプロジェクターを準備するので、事前に事務局に連絡すること。

7 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考について

ひょうご北摂観光スポット業務企画提案コンペ審査委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(2) 審査基準

項 目	内 容
事業等の理解度	ひょうご北摂地域の魅力や業務内容への理解度など
事業の企画力	コンテストの効果的な広報手法、ランディングページの作成イメージなど
独創性・新規性	新たなアイデアや独創的な提案内容など
実現可能性 ・遂行能力	企画内容・スケジュール（業務計画）の実現可能性、経費の妥当性、効果的・効率的な事業運営体制、ノウハウやこれまでの事業実績など
総合評価	取組意欲や特に優れた点など

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、ひょうご北摂観光スポット業務業務の契約予定者となる。

8 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 応募図書の著作権は、参加者に帰属する。

イ 応募図書は、非公開とする。

ウ 応募図書は、返却しない。

エ 応募図書について、本書面及び別添様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ 応募図書に虚偽の記載がされていたことが発覚した場合には、提出された提案書を無効とするとともに、採決を取り消す場合がある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本コンペに要する費用は、参加者の負担とする。

以上